



# 第2回待遇・給与部会

---

令和7年3月28日  
人事教育局給与課

# 目 次

## ○ 自衛官の給与制度及び若退金制度について

1	関係閣僚会議の基本方針に示された施策の内容（再就職・給与）	1
2	自衛官の給与制度に関する背景、俸給・手当制度の概要	7
3	若年定年退職者給付金の創設の背景、 制度の概要、現行の給付水準の考え方	14

## ○ 質疑応答

## ○ 意見交換

## 1. 関係閣僚会議の基本方針に示された 施策の内容（再就職・給与）

---

# 1 自衛官の待遇改善

- 我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中で、防衛力の抜本的強化を真に実現するためには、**優れた自衛官を安定的に確保する必要**
- このため、**自衛官が誇りと名譽を得ることができるような、令和の時代に相応しい待遇を確立する必要**
- 上記を踏まえ、**過去に例のない30を超える手当等の新設・金額の引上げ等を講ずる**（手当等新設8、金額の引上げ等25）

## ①給与面の待遇改善

- 自衛官の任務や勤務環境の特殊性に見合った給与とするため、現在実施している勤務実態調査の結果や、公平性・公正性を確保するための部外の専門家の意見を踏まえ、**自衛官の俸給表を令和10年度に改定**
- 自衛官の中でも特殊な業務に従事する者に対して、**手当を充実**
  - ・ 航空管制官に支給する手当（例：1尉：月額約2万9千円）、航空機整備員に支給する手当（日額1,200円）、主要な野外演習等に従事する隊員に支給する手当（日額1,400円）の新設
  - ・ 航空手当（例：戦闘機パイロットの1尉：月額2万9千円増の約26万5千円）、災害派遣等手当（日額540円増の2,160円）の引上げ、特殊作戦隊員手当等の支給範囲の拡大（陸海空自衛隊のサイバー専門部隊等）

## ③予備自衛官等の待遇改善

- 予備自衛官等に支給する**手当を引き上げる**（予備自手当：月額8千円増の約1万2千円）とともに、**勤続報奨金を拡充**（即応予備自：現行より9万5千円増の21万5千円、予備自：新たに7万円を支給）
- **予備自衛官等本人が事業主等である場合の支援**や、令和8年度中に国家公務員又は地方公務員が予備自衛官等の職を兼ねる場合においても訓練に参加しやすくするための制度を整備

## ②土の確保等

- 特に採用が厳しい士の確保に向け、
  - ・ 新たな任期制士を創設し、**令和8年度より自衛官候補生制度を廃止**
  - ・ 一般曹候補生又は自衛官候補生で入隊する者に**不慣れな営舎内生活等に対する給付金（指定場所生活調整金（仮称））を新設**（採用後6年間で120万円）
  - ・ 新たな任期制士の創設までの措置として、**自衛官任用一時金の引上げ**（現行より約12万円増の約34万円）
  - ・ **進学支援給付金の拡充**（任期満了後、在学期間に即応予備自に任官した場合：現行より年額約24万5千円増の約53万6千円）や「自衛隊新卒」としての援護広報等の強化
- **自衛隊奨学生制度の更なる拡充**（学資金：現行より年額31万2千円増の96万円に引上げ）など、幅広い層から優秀な人材確保を推進するための施策を推進

## ④功績に相応しい叙勲等

- 自衛官に対する叙勲等の栄典は、長年にわたり任務に精励した功績をたたえ、誇りと名譽、国民からの尊敬を得るうえでも重要であり、**令和7年度中にこれまで生存者叙勲の受章機会のなかつた者へも範囲を拡大**

### 3 新たな生涯設計の確立

- 若年定年制で多くの自衛官が56歳で退職する中、**再就職や再就職後の再就職・収入に不安を感じさせないよう**にすることが自衛官の確保にとっても重要な課題
- 一般職公務員の60歳から65歳までの給与水準は、60歳時の約7割の水準に設定されているところ、**一般職公務員よりも若年で退職する自衛官の退職後の収入を確保し、引き上げ、自衛官が安んじて国防の任務に精励することができる、これまで以上に充実した生涯設計の確立が必要**
- **再就職支援の拡充、定年引上げ、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ等**をあわせて検討していく必要

#### ①知識・技能・経験を活かした再就職先の拡充等

- 円滑な再就職や再就職賃金の充実などを実現すべく、**関係省庁と防衛省が連携して幅広い業界や経済団体に働きかけ**を行い、退職自衛官の再就職先を拡充
- 警察、消防、海上保安等様々な**公的部門**における退職自衛官の活用推進
- 地方公共団体の防災・危機管理部門における退職自衛官の採用の拡大、安定的な雇用と待遇の確保に向け、**地域防災マネージャー制度**について、**財政措置を含め、その在り方**について検討
- 再就職に向けた**職業訓練の充実**
- 自衛官のキャリアパスを紹介する**動画の作成等、再就職先拡充のための広報強化**
- 海技士や航空整備士等の**公的資格**を取得しやすくするためのプロセスの簡素化
- **令和8年度中に**若年定年制自衛官が離職する際に実施している再就職の援助について、一定の要件の下、**65歳に至るまで、国がこれを援助するための制度を整備**
- **65歳までの再就職支援や若年定年退職者給付金の給付水準の引上げとあわせて、令和10年度以降、一般隊員の定年を2歳程度引き上げること及び60歳定年職域を拡大すること**に向けた検討の実施
- **令和7年度中に**自衛官の再任用の対象を定年退職後に**自衛官としての勤務から一旦離れた者**にも拡大

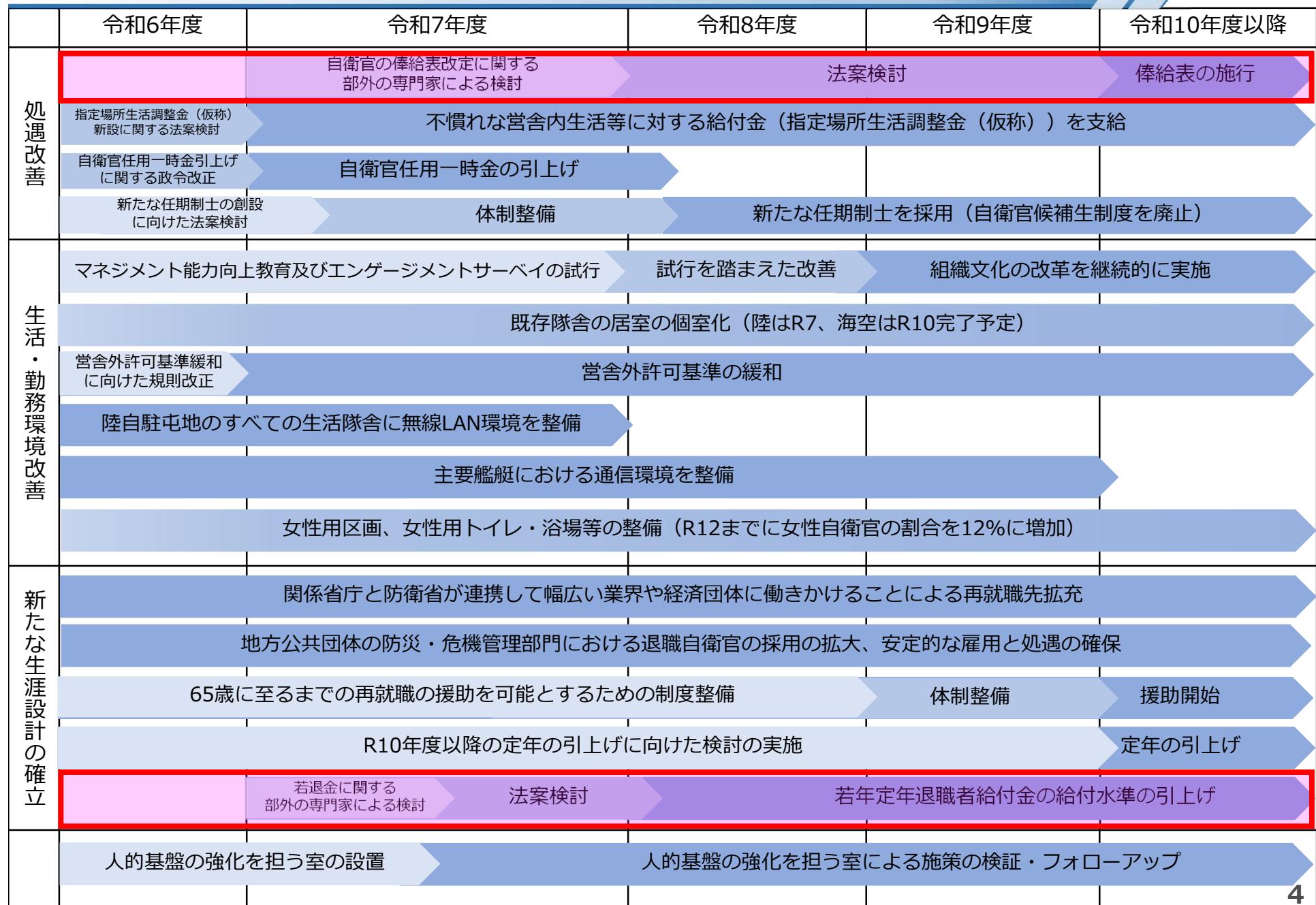
#### ②若年定年退職後の国からの給付水準

- **再就職先の拡充及び再就職賃金の充実などを図りつつ、部外の専門家の意見を踏まえ、令和8年度から施行すること**を目指し、**若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ**を検討

#### ③退職自衛官の部外力としての活用

- **自衛官の担うべき業務の整理を引き続き検討するとともに、退職自衛官を中心とする法人・団体への業務の委託などを含む、部外力としての退職自衛官の活用の在り方**について検討

# 主な具体的施策の今後の進め方（イメージ）



# 自衛官の生涯収入の向上（イメージ）

## 入隊時の待遇改善

①不慣れな営舎内生活等に対する給付金（指定場所生活調整金（仮称））の新設  
(採用後6年間で120万円)

②自衛官任用一時金の引上げ  
(22万1千円→34.4万円)

③新たな任期制士の創設  
(自衛官候補生として採用していた任期制士について、当初から自衛官として採用することで待遇を改善  
(R7年度募集開始、R8年度採用))

【参考】初任給月額（※）

- ・自衛官候補生：179,000円  
↓
- ・新たな任期制士：224,600円  
(一般曹候補生と同等)

※今国会提出法案（給与法）成立後の俸給月額等の額

## 現役時代の待遇改善

①R10年度に自衛官の俸給表改定  
(速やかに部外の専門家による検討に着手)

## ②手当の拡充

- ・航空管制官に支給する手当、航空機整備員に支給する手当、野外での訓練等に従事する隊員に支給する手当の新設
- ・航空手当、災害派遣等手当の引上げ
- ・特殊作戦隊員手当等の支給範囲の拡大  
(陸海空自衛隊のサイバー専門部隊等)

※下線は7年度予算案に反映する項目

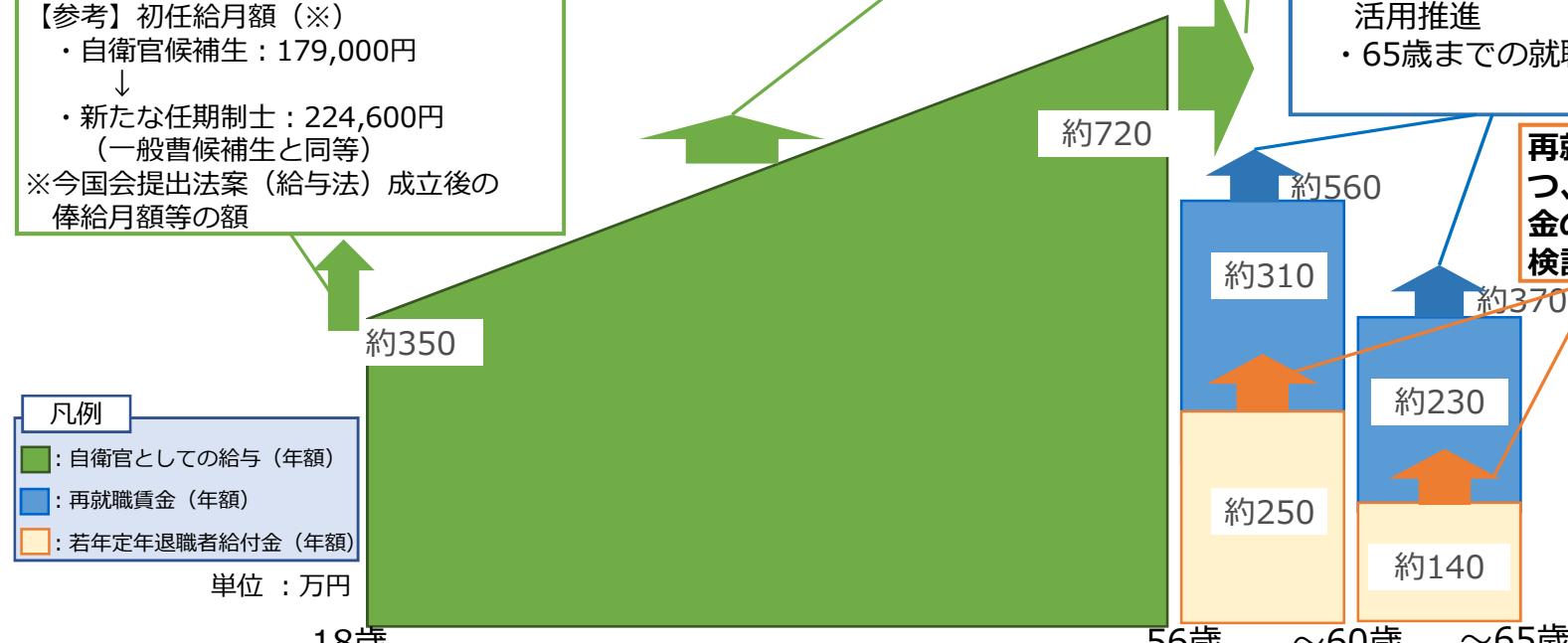
## 定年の延長

- ・令和10年度以降、一般隊員の定年を2歳程度引上げることを念頭に検討
- ・60歳定年について、宇宙、サイバー、医療関係などの分野のうち体力依存度が低いと認められるものにも拡大することについて検討

## 知識・技能・経験を活かした再就職先の拡充

- ・防衛省・関係省庁の連携による幅広い業界・経済団体等への働きかけ強化
- ・公的資格取得プロセスの簡素化等の促進
- ・公的部門での退職自衛官の積極的な活用推進
- ・65歳までの就職援護 等

再就職先拡充等を図りつつ、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げを検討



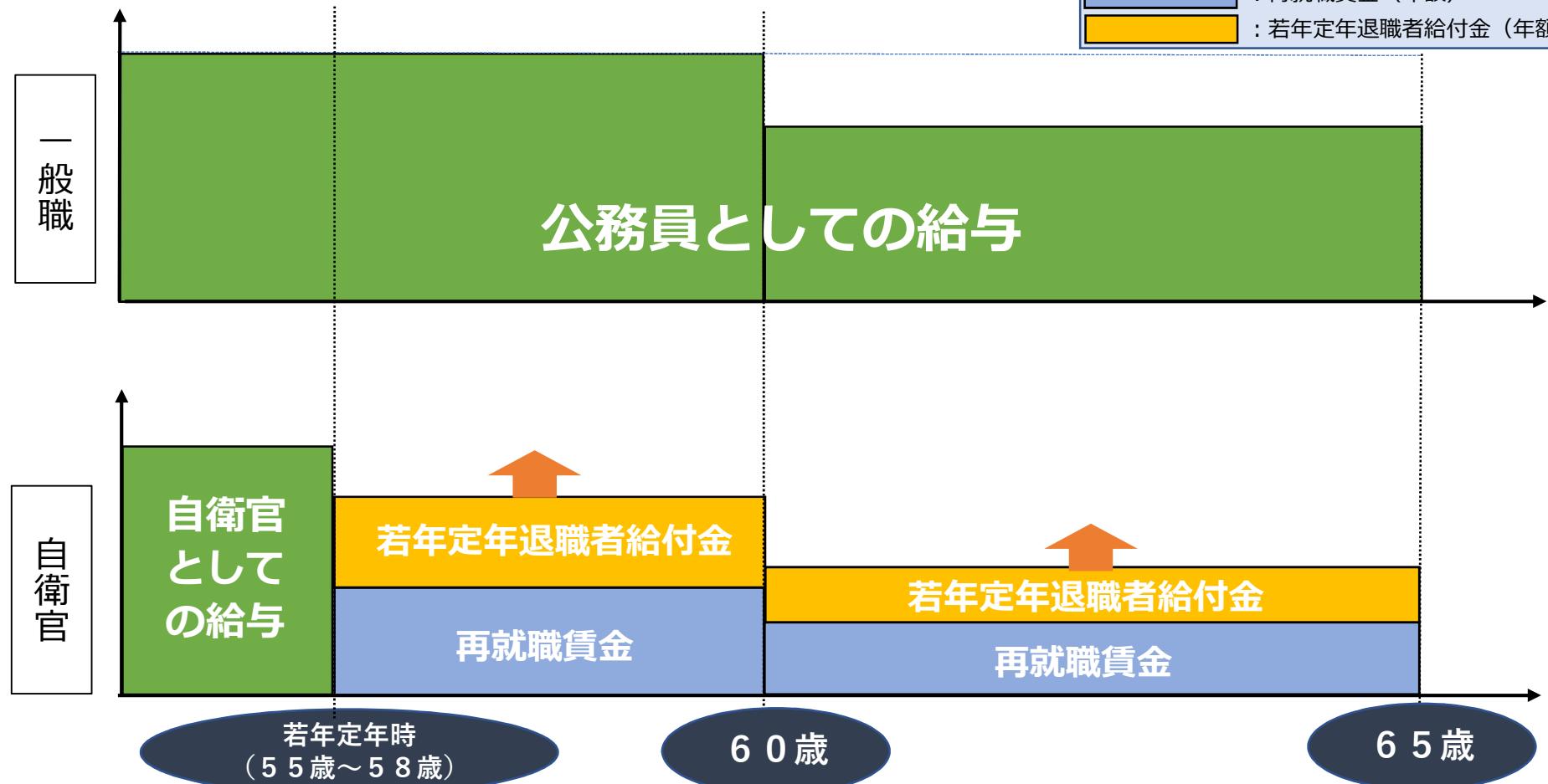
2士で入隊し曹長で退職する者の現行収入のモデルケース

# 若年定年退職者給付金の給付水準の在り方

- 現在、一般の公務員より若くして退職を余儀なくされる自衛官に対しては、若年定年制から生ずる不利益を補うため、若年定年退職者給付金を政策的に給付している。
- 再就職先の拡充及び再就職賃金の充実を図りつつ、**自衛官が将来の不安を払しょくできる退職後の収入を確保**するため、部外の専門家によるご意見をいただきつつ、**令和8年度から施行することを目指し、若年定年退職者給付金の給付水準を引き上げることを検討する。**

«若年定年時～65歳までの一般職と自衛官の所得水準のイメージ»

凡例
：公務員としての給与（年額）
：再就職賃金（年額）
：若年定年退職者給付金（年額）



## 2. 自衛官の給与制度に関する背景、 俸給・手当制度の概要

---

- 自衛官の給与制度の概要
- 自衛隊独自の手当
- 自衛官の待遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針に基づき新設・引上げ等を行う手当等の一覧

# 自衛官の給与制度の概要

- ・自衛官の給与制度は、所管法律である防衛省の職員の給与等に関する法律を基本法とし、自衛官の任務の特殊性を考慮して独自に規定
- ・給与は、「俸給」「諸手当」「現物給与」「退職手当」で構成
- ・自衛官も公務員であるため、民間準拠を基本とする一般職の給与を参考にすることで信頼性・公正性を確保しつつ、自衛隊の任務の特殊性を考慮した独自の各種手当等を設定

俸給			<p>○常時勤務態勢等の任務の特殊性を踏まえ、超過勤務手当相当分を繰り入れた独自の俸給を支給</p> <p style="text-align: center;">自衛官俸給月額（注）</p> <p>○一般の国家公務員は職務に応じた俸給表が適用されるが、自衛官は階級に応じた俸給表を適用 ○俸給水準は、毎年の人事院勧告に準じた改定が基本</p>
諸手当	自衛官の手当	配置手当	○職務の複雑・困難性が高く、勤務条件が著しく特殊な配置に就く隊員に、俸給水準を調整する月例給として支給（例）特殊作戦隊員手当・乗組手当・航空手当 等（次頁参照）
	特殊勤務手当		○著しく危険、困難な勤務に従事した場合に、その都度、日額等を支給 (例) 災害派遣等手当・対空警戒対処等手当・海上警備等手当 等（次頁参照）
	一般職と同様の手当		○ボーナス（期末・勤勉手当）、扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当等
現物給与		<p>○駐屯地内に居住する自衛官や災害派遣に従事する自衛官等に対し食事を無料支給 ○制服等を無料で支給又は貸与 ○自衛隊病院等において自己負担なく受診</p>	
退職手当		<p>○定年退職した場合、最大で俸給月額の約47月分の額+在職期間中の階級に応じた調整額を支給（一般職と同様） (※) 具体的な支給額の例：2佐→約2,600万円、1尉→約2,300万円、曹長→約2,000万円 ○任期制自衛官が任期満了で退職した場合には、特例の退職手当を支給</p>	

(注)イメージ図は2佐以下の例であり、1佐及び将補(二)は行政職俸給表(一)をベース。なお、将及び将補(一)は、事務次官、局長等に適用される指定職俸給表と同額。その他一定の控除あり。

# 自衛隊独自の手当（令和6年度現在）

## 配置手当の概要

- 配置手当とは、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当の総称であり、防衛省独自の手当である。
- 配置手当は、パイロットや艦船乗組員、特殊作戦等に従事する隊員等、職務の複雑・困難性が高く、勤務条件が他の官職に比して著しく特殊である官職について給与上評価している。

### 陸自 落下傘隊員手当

陸自第1空挺団の隊員  
(階級初号俸 × 30.25%)

【モデルケース】

落下傘隊員手当(月額): 89,207円



### 陸自 特殊作戦隊員手当

陸自特殊作戦群の隊員  
(階級初号俸 × 49.5%)

【モデルケース】

特殊作戦隊員手当(月額): 145,975円

陸自水陸機動団の隊員  
(階級初号俸 × 33%)

【モデルケース】

特殊作戦隊員手当(月額): 97,317円



### 海自 乗組手当

護衛艦の乗組員(俸給月額 × 43%)

【モデルケース】

乗組手当(月額): 146,630円

潜水艦の乗組員(俸給月額 × 55.5%)

【モデルケース】

乗組手当(月額): 189,255円



### 海自 特別警備隊員手当

海自特別警備隊の隊員

(階級初号俸 × 49.5%)

【モデルケース】

特別警備隊員手当(月額): 145,975円



### 空自 航空手当

戦闘機操縦士

(階級初号俸 × 80%)

【モデルケース】

航空手当(月額): 235,920円

輸送機等操縦士

(階級初号俸 × 60%)

【モデルケース】

航空手当(月額): 176,940円



※手当額は、1尉をモデルケースとしたもの。階級初号俸は、294,900円。俸給月額は341,000円(33号俸)。

# 自衛隊独自の手当（令和6年度現在）

## ■ 特殊勤務手当の概要

- 特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて支給される手当（21種類）である。
- 現在、危険な作業に係る特殊勤務手当としては、爆発物取扱作業等手当、航空作業手当、異常圧力内作業等手当、落下傘降下作業手当等が制度化されており、また、自衛隊の行動に係る特殊勤務手当として、災害派遣等手当、対空警戒対処等手当、海上警備等手当等が制度化されている。

No.	手 当 の 名 称	手 当 額
1	爆発物取扱作業等手当	日額 250円～10,400円 等
2	航空作業手当	日額 620円～5,100円
3	異常圧力内作業等手当	1時間当たり 210円～11,200円 日額 500円～2,100円 等
4	落下傘降下作業手当	1回当たり 850円～12,600円
5	駐留軍関係業務手当	日額 650円
6	南極手当	日額 1,800円～4,100円
7	夜間看護等手当	1回当たり 1,620円～6,800円
8	除雪手当	日額 300円又は450円
9	小笠原手当	日額 300円～5,510円
10	死体処理手当	日額 1,000円～3,200円
11	災害派遣等手当	日額 1,620円～42,000円 等

No.	手 当 の 名 称	手 当 額
12	対空警戒対等手当	日額 440円～1,100円
13	夜間特殊業務手当	1回当たり 410円～1,100円
14	航空管制手当	日額 340円～770円
15	国際緊急援助等手当	日額 1,400円～15,000円
16	海上警備等手当	日額 400円～7,700円
17	分べん取扱手当	1件当たり 10,000円
18	感染症看護等手当	日額 290円
19	救急救命処置手当	日額 1,000円又は2,000円
20	特殊過重勤務手当	日額 3,240円
21	レンジャー作業手当	日額 2,130円～4,260円

注：手当によっては、一定の要件に該当する場合、所要の加算措置がある。

## 自衛官の待遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針に基づき新設・引上げ等を行う手当等の一覧

事 項		概 要
1	自衛官任用一時金の引上げ	自衛官候補生から2士に任用される際に支給する自衛官任用一時金を引き上げる（221,000円→344,000円）
2	任期制自衛官退職時進学支援給付金の改善	任期制自衛官が任期満了退職後、国内の大学等に進学し、予備自衛官等に任官した場合に支給する進学支援給付金を引き上げる ・予備自衛官 年額約5万円 → 年額約36万円（上限額） ・即応予備自衛官 年額約29万円 → 年額約54万円（上限額）
3	指定場所生活調整金（仮称）の新設	営舎内居住などの不慣れな生活を強いられる入隊直後の自衛官のモチベーションの維持・向上を目的とした指定場所生活調整金（仮称）を新設する（最大で計120万円支給（採用日から6年間、1年経過する毎に20万円支給））（法）
4	元自衛官採用時の初任給決定基準の見直し	自衛官としての経験年数、部内均衡等を考慮して号俸決定できるようにする
5	幹部候補曹（仮称）の初任給の特例	幹部自衛官の新たな任用制度「幹部候補曹（仮称）」として採用された者に対する初任給決定基準を設ける
6	自衛隊奨学生制度による学資金の額を引上げ	自衛隊奨学生に貸与する学資金の額を引き上げる（月額約5万円→8万円）
7	予備自衛官及び即応予備自衛官に係る各種手当の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予備自衛官手当：月額4,000円 → 12,300円（法）</li> <li>・即応予備自衛官手当：月額16,000円 → 18,500円（法）</li> <li>・訓練招集手当（予備自）：日額8,100円 → 11,000円</li> <li>・訓練招集手当（即自）：日額10,400円～14,200円 → 17,100円～26,300円</li> <li>・勤続報奨金（予備自）：1任期（3年）70,000円【新設】（法）</li> <li>・勤続報奨金（即自）：1任期（3年）120,000円 → 215,000円</li> </ul> 予備自衛官：（年額）約9万円 → 約20万円（1任期）約30万円 → 約70万円 即応予備自衛官（3曹）：（年額）約50万円 → 約80万円（1任期）約170万円 → 約270万円
8	作戦環境等順応手当（仮称）の新設	転勤で長距離異動（北海道から九州など）する自衛官に支給する手当を新設する（日額1,300円、月額約26,000円程度、3年間支給された場合約90万円程度）
9	本府省業務調整手当の支給範囲の拡大	統合作戦司令部に所属する隊員を本府省業務調整手当の支給範囲に加える
10	航空手当の支給割合引上げ	航空機の乗員に支給する航空手当を引き上げる（戦闘機パイロットの例：初号俸×80%→90%） 1尉の場合（月額）約26万円 → 約29万円（法）
11	航空作業手当の支給範囲の拡大	夜間にナイトビジョンゴーグルを装着して飛行する航空機乗員を航空作業手当の支給範囲に加える（日額1,600円、月額約3万円程度）

事 項		概 要
12	航空作業手当の支給額引上げ	回転翼航空機（ヘリコプター）の搭乗員に支給される航空作業手当を引き上げる (日額1,300円→1,600円、月額約2万6千円程度→約3万2千円程度)
13	航空管制官手当（仮称）の新設	航空機の運航に関する業務を行う航空管制官に支給する手当を新設する（階級初号俸×10%又は5%） 1尉の場合（月額）約3万円（年額）約39万円（法）
14	災害派遣等手当の支給額引上げ	災害派遣に従事する隊員に支給する災害派遣等手当を引き上げる (日額1,620円→2,160円、月額約3万円程度→約4万円程度)
15	対空警戒対処等手当の支給額引上げ	弾道ミサイル等に対処する隊員の対空警戒対処等手当を引き上げる (日額1,100円→1,500円、月額約2万円程度→約3万円程度)
16	対空警戒対処等手当の支給範囲の拡大 ①	弾道ミサイル等の破壊措置のための準備命令期間中に機動展開等を行う隊員を対空警戒対処等手当の支給範囲に加える（日額1,500円、月額約3万円程度）
17	救急医療業務に従事する職員に対する手当の新設	救急医療機関に指定されている自衛隊病院において診療時間外に救急医療業務に従事する者に支給する手当を新設する（時間等に応じて日額18,000円～6,000円）
18	募集調整業務手当（仮称）の新設	募集採用業務に従事する職員（広報官）に支給する手当を新設する（日額500円、月額約1万円程度）
19	特別補佐業務等手当（仮称）の新設	将官（指定職）を補佐する「上級曹長」に支給する手当を新設する（日額500円、月額約1万円程度）
20	俸給の特別調整額と配置手当の調整方法の見直し	配置手当（乗組手当等）と俸給の特別調整額の両方を支給する際の、これらの合算額と将官（指定職）の俸給月額との差額の調整方法を見直す
21	特殊作戦隊員手当の支給割合引上げ	特殊作戦業務に従事する自衛官に支給する特殊作戦隊員手当を引き上げる (特殊作戦を行う業務に従事することを本務とする陸上自衛官の例：初号俸×49.5%→65%) 1尉の場合（月額）約16万円 → 約21万円（年額）約191万円 → 約251万円
22	落下傘隊員手当の支給割合引上げ	空挺隊員に支給する落下傘隊員手当を引き上げる (第一空挺団に所属する陸上自衛官の例：初号俸×30.25%→33%) 1尉の場合（月額）約10万円 → 約11万円（年額）約117万円 → 約127万円
23	野外演習手当（仮称）の新設	昼夜連続の実動訓練・演習に引き続き3日以上従事する自衛官に支給する手当を新設する (日額1,400円、月額約3万円程度)
24	レンジャー作業手当の支給範囲の拡大	降雪、寒気及び気象の激変等が直接的に体力を消耗させる厳しい環境下で行われる「冬季遊撃」課程で教育を受ける者をレンジャー作業手当の支給範囲に加える（日額2,900円、月額約6万円程度）
25	夜間特殊業務手当の支給範囲の拡大	令和7年度に導入される新警備システムにより深夜の駐屯地の警戒及び出入者を監視する隊員を夜間特殊業務手当の支給範囲に加える（午後10時から翌日午前5時まで勤務した場合：日額1,100円、月額約2万円程度）
26	特別警備隊員手当の支給割合引上げ	特別警備隊員に支給する特別警備隊員手当を引き上げる (特別警備業務を行うことを本務とする海上自衛官の例：初号俸×49.5%→65%) 1尉の場合（月額）約16万円 → 約21万円（年額）約191万円 → 約251万円

事 項		概 要
27	海上警備等手当の支給範囲の拡大	尖閣諸島周辺で警戒監視等任務に従事する艦艇乗組員に支給する海上警備等手当の支給範囲を拡大する (日額1,100円、月額約2万円程度)
28	夜間特殊業務手当の支給範囲の拡大	令和7年度末に新編を予定している情報作戦集団(仮称)の隊員を夜間特殊業務手当の支給範囲に加える (午後10時から翌日午前5時まで勤務した場合:日額1,100円、月額約2万円程度)
29	制服の貸与数の引上げ	海上自衛官の第2種夏服の仕様変更に伴い、海上自衛官に貸与する夏服の数量を増加する(2着→3着)
30	航空機整備作業等手当(仮称)の新設	対領空侵犯措置のための航空機整備作業に従事する航空機整備員に支給する手当を新設する (日額1,200円、月額約2万円程度)
31	対空警戒対処等手当の支給範囲の拡大 ②	作戦情報隊の隊員を対空警戒対処等手当の支給範囲に加える(日額1,000円、月額約2万円程度)
32	対空警戒対処等手当の支給範囲の拡大 ③	土佐清水通信隊及び奄美通信隊を対空警戒対処等手当の支給範囲に加える(日額1,200円、月額約2万円程度)
33	特殊作戦隊員手当等の支給範囲の拡大	陸海空自衛隊のサイバー専門部隊の隊員を特殊作戦隊員手当及び俸給の調整額の支給範囲に加える ・自衛官にあっては特殊作戦隊員手当(初号俸×10%)1尉の場合(月額)約3万円(年額)約39万円 ・事務官等にあっては俸給の調整額(調整数2)行(一)4の場合(月額)約2万円(年額)約39万円

※月額は、手当支給対象業務等に20日間従事したものとして積算

(法)は、法律改正を要するもの

### 3. 若年定年退職者給付金の創設の背景、 制度の概要、現行の給付水準の考え方

---

- 自衛官の定年制度等
- 若年定年退職者給付金制度の概要
- 制度創設の背景
- 支給対象者及び給付水準
- 支給時期及び再就職賃金が一定以上の場合に減額する仕組み
- 質疑・応答
- 意見交換

## 1. 自衛官の定年制度

自衛官は、一般の公務員よりも若い年齢で定年する若年定年制（※）を採用している。

これは、自衛隊の精強性を維持するためであるが、自衛隊創設以降、時代の変化とともに、幾度か定年年齢を引き上げてきており、今後も、関係閣僚会議の基本方針において、令和10年度以降2歳程度引き上げることを念頭に詳細な検討を行うことが明記されている。

しかしながら、仮にそれが実現したとしても、一般の公務員の定年年齢である65歳までには達しないため、引き続き「若年定年制」は継続する状況である。

	将	将補	1佐	2佐	3佐	1尉	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹
昭和29年	58歳	55歳	53歳	50歳	50歳	48歳	45歳	45歳	—	—	45歳	40歳	40歳
平成2年	60歳	60歳	55歳	54歳	54歳	53歳							
令和6年	60歳	60歳	58歳	57歳	57歳	56歳	56歳	56歳	56歳	56歳	56歳	55歳	55歳

定年者数の約2割

定年者数の約7割

（※）① 一般の公務員の定年年齢は65歳（令和4年度は60歳。令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度に65歳）

② 自衛官のうち、統・陸・海・空幕僚長の定年は62歳、医師・歯科医師、音楽職種、警務官等の定年は60歳

## 2. 若年定年制の不利益を補う措置

正社員の65歳定年制が定着している我が国において、若年定年制は不利な雇用形態であり、多くの自衛官が56歳で退職する中、それに対する適切な措置が講じられない場合には、自衛官が定年後の生活に不安を抱き、その士気が低下するとともに、募集対象者にとって、自衛官という職業に魅力がないものとなり、ひいては、防衛力の人的基盤に大きく影響を与えることになる。このため、若年定年制の下、定年後の自衛官の生活を支えるため、次の施策を講じている。

### ① 再就職支援

1佐以下の自衛官の離職に際して、再就職の援助を行うこと。【次回の部会で細部ご説明】

### ② 定年後の給付

若年定年後の収入低下を補うため、金銭給付を行うこと。【次頁以降でご説明】

# 自衛官の定年年齢の変遷

	S29	S38	S45	S49	S54	S55	S56	S57	S58	S59	H2	H5	H6	H7	H8	R2	R3	R4	R5	R6	
将	58歳										60歳										
将補	55歳									56歳	60歳										
1佐	53歳				54歳					55歳				56歳		57歳			58歳		
2佐	50歳				51歳		52歳		53歳	54歳				55歳		56歳			57歳		
3佐	50歳				51歳		52歳		53歳	54歳					55歳		56歳			57歳	
1尉	48歳	50歳			51歳		52歳		53歳			54歳				55歳			56歳		
2尉	45歳	50歳			51歳		52歳		53歳			54歳				55歳			56歳		
3尉	45歳	50歳			51歳		52歳		53歳			54歳				55歳			56歳		
准尉	—	—	50歳		51歳		52歳		53歳			54歳				55歳			56歳		
曹長	—	—	—	—	—	51歳		52歳		53歳			54歳			55歳			56歳		
1曹	45歳	50歳				51歳		52歳			53歳		54歳			55歳			56歳		
2曹	40歳	45歳		50歳							53歳						54歳		55歳		
3曹	40歳	43歳		50歳							53歳						54歳		55歳		

# 若年定年退職者給付金制度の概要

## ■制度の概要

項目	概要
目的	<b>若年定年制から生ずる不利益を補うこと</b> により、未だ出費のかさむ時期に定年を迎える自衛官の退職後の不安を取り除き、士気が高く資質の優れた隊員による自衛隊を維持することを目的とする政策的給付（社会保障である年金、勤続報償である退職手当、年功的性格である恩給とは性格が異なる。）
支給対象者（原則）	自衛官として <b>引き続いて20年以上勤続し、定年等により退職した者</b>
支給額	退職時俸給月額を基礎として算定する一時金 <b>【60歳まで】</b> 自衛官の若年定年年齢と60歳との差 <b>1年につき退職時俸給月額の6か月分</b> を支給することを基本 ※ 退職後最初の4月又は10月に第1回目を支給し、退職翌年の所得を踏まえ退職の翌々年の8月に第2回目を支給 <b>【60歳以降】</b> 60歳と一般の国家公務員の定年年齢との差 <b>1年につき退職時俸給月額の3.45か月分</b> を支給することを基本 ※ 60歳到達後最初の4月又は10月に第1回目を支給し、61歳の年の所得を踏まえ62歳の年の8月に第2回目を支給

## ■支給額の例

階級	退職時 俸給月額	60歳まで		60歳以降	
		算定基礎期間	支給額/年	算定基礎期間	支給額/年
3佐	47万円	3年	280万円	5年	156万円
1尉	44万円	4年	264万円	5年	149万円
曹長	42万円	4年	250万円	5年	141万円

注1：退職時俸給月額は、令和5年度第1回目支給対象者の退職時平均俸給月額（令和4年9月調査）である。

2：60歳までの算定基礎期間は、自衛官の若年定年年齢（令和6年10月1日時点）と60歳との差の年数であり、60歳以降の算定基礎期間は、60歳と定年引上げ後の一般の国家公務員の定年年齢である65歳との差の年数である。

3：支給額は、所得による支給額の調整等がない場合である。

## 1. 年金からの移行

- ① **自衛官の年金は、自衛隊発足（昭和29年）以来、他の国家公務員と同じ制度**がとられてきた（自衛官も、一般的な公務員も、年金の支給開始年齢は原則55歳とされていた）。
- ② **昭和55年**に至り、将来の国家公務員に対する60歳定年制の導入も踏まえ、一般的な公務員の年金支給年齢は、経過措置を設けた上で60歳に引き上げられることとなった。ただし、**自衛官については、若年定年制がとられていることを考慮して、定年退職等の条件付で55歳から年金が支給される特例**が作られた。
- ③ 一方で、支給開始年齢が早い分他の公務員よりも掛金率が高く、退職自衛官が増えつつある中で、当該特例を維持するためには、受益と負担の関係性から自衛官の掛金率が負担の限界を超える（30年後には標準報酬の20%に近い水準まで上昇）などの問題が生ずることが予想されたため、部外の学識経験者を交えた検討を踏まえ、**当該特例措置**に代わり、平成2年10月に**若年定年退職者給付金制度**を創設した。

## 2. 部外の学識経験者を交えた検討

昭和61年8月から平成元年12月まで11回の会合を開催し、同月に報告書を作成。以下報告書抜粋

特別の給付の内容は、次の事項について配慮する必要がある。

- ① **自衛官の士気を保ち、資質の優れた隊員による自衛隊を維持する必要**から、**自衛官が退職後の生活に不安を抱くようなものであってはならないこと。**
- ② 一般公務員に対しては60歳までの雇用が保障されていることを考慮し、**若年定年対策として十分な配慮が払われていると判断し得るもの**であること。
- ③ 特別の給付が考慮すべき退職後の生活は、一般公務員であれば雇用が保障される60歳までの期間であり、大部分の自衛官が退職する年齢は**いまだ子弟の養育費等出費のかさむ時期**であること。
- ④ 民間における早期退職優遇制度についても参考にすること。
- ⑤ 退職後は自衛官としての肉体的精神的な拘束はなくなり、また、責任もなくなるのであるから、**自衛官にも相当の自助努力が求められること。**
- ⑥ **再就職賃金は退職時の給与のおおむね4割**であるが、そのような実態にかんがみると**自助努力にも限界があること**。  
具体的な特別の給付の内容は、以上を総合的に勘案しつつ決定されることが適当である。また、その具体的な給付の方法については、退職後の生活に最も寄与できる方法で支給されるよう工夫されるべきである。個々人のライフサイクルは一様ではなく、退職後の生活の状況等も様々であることを考えると、給付の方法は各人がその必要に応じて使用することができる一時金とすることが適当である。
- ⑦ **費用負担及び支給の制限**  
この特別の給付は、国が採っている若年定年制から生ずる問題への対策として行うものであるので、その費用は国が負担することが適当である。なお、この給付は、若年定年制による不利益を補うためのものであるから、**退職後所得が増加した者にまで給付する必要はない**。この点も踏まえて具体的な給付の制度を設けるべきである。

## 創設時の国会附帯決議

### ○ 第118回国会 衆議院内閣委員会附帯決議（平成2年5月29日）

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、検討の上善処するべきである。

- 自衛官に対する若年定年退職者給付金制度は、やむを得ない特別の措置であり、将来は、自衛官の再就職の実態を踏まえ改めて再検討すること。
- 今後の高齢化社会に向けて、自衛官の定年制度について不斷の見直しを行うとともに、職業訓練の充実など再就職の条件整備に努めること。
- 公務により人命救助等の活動に従事することによって、負傷又は殉職した自衛官に対する補償のあり方について改善を図ること。

### ○ 第118回国会 参議院内閣委員会附帯決議（平成2年6月14日）

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、検討の上善処するべきである。

- 自衛官に対する若年定年退職者給付金制度は、やむを得ない特別の措置であり、将来は、自衛官の再就職の実態を踏まえ、給付金の調整方法を含め改めて再検討すること。
- 今後の高齢化社会に向けて、自衛官の定年制度について不斷の見直しを行うとともに、職業訓練の充実など再就職の条件整備に努めること。
- 公務により人命救助等の活動に従事することによって、負傷又は殉職した自衛官に対する補償のあり方について改善を図ること。

右決議する。

# 支給対象者及び給付水準

## 1. 支給対象者

### 自衛官として引き続いて20年以上勤続し、定年等により退職した者

- ① 支給対象者には、定年後の勤務延長後の退職者、定年1年内の整理退職者、応募認定退職者（早期退職）及び事務都合退職者を含む。
- ② 退職の日又はその翌日に公務員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）になった者は支給対象外

- 我が国の雇用慣行（年功序列、終身雇用）の中で、長期在職者の確保という効果に期待
- 年金の支給開始年齢の特例が、自衛官として20年以上在職することを要件としていたことも勘案

## 2. 給付水準

### 60歳まで

#### 自衛官の若年定年年齢と60歳との差 1年につき退職時俸給月額<sup>(※)</sup>の6か月分

- 1年あたりの給付水準は、当時の特例による年金の水準を考慮して退職時俸給の6月分と設定  
この給付水準は退職時の年収の3割強になるところ、退職時の年収の4割強であった再就職賃金と合わせ、退職時の年収の約75%が平均的に維持できるもの。

### 60歳以降

#### 60歳と一般の国家公務員の定年年齢との差 1年につき退職時俸給月額<sup>(※)</sup>の3.45か月分

- 1年あたりの給付水準は、退職自衛官の60歳以降の再就職賃金と若年定年退職者給付金の合計水準が、60歳未満の再就職賃金と若年定年退職者給付金の合計水準の7割になるように設定

この水準は、一般の公務員の定年が60歳から65歳に引き上げられるにあたり、民間の給与水準を踏まえ、60歳から65歳までの給与水準が、60歳時の約7割に設定されたこととの均衡を考慮したものであるが、退職自衛官の所得水準は、若年定年後に退職時の7割強に低下し、60歳時点で更にその7割に低下する構造になっている。

(※) 退職後の再就職賃金の状況を考慮し、若年定年退職者給付金の支給額を算定するための退職時俸給月額は、3佐の最高号俸の俸給月額を上限として設定



# 支給時期及び再就職賃金が一定以上の場合に減額する仕組み

## 1. 支給時期

### 60歳まで

第1回目：退職後最初の4月又は10月に支給

第2回目：退職の翌々年の8月に支給。支給に当たり、退職自衛官の退職の翌年の再就職賃金を確認

\*退職自衛官の申出により、第1回目の支給額を第2回目の支給時期に一括して支給することも可能

### 60歳以降

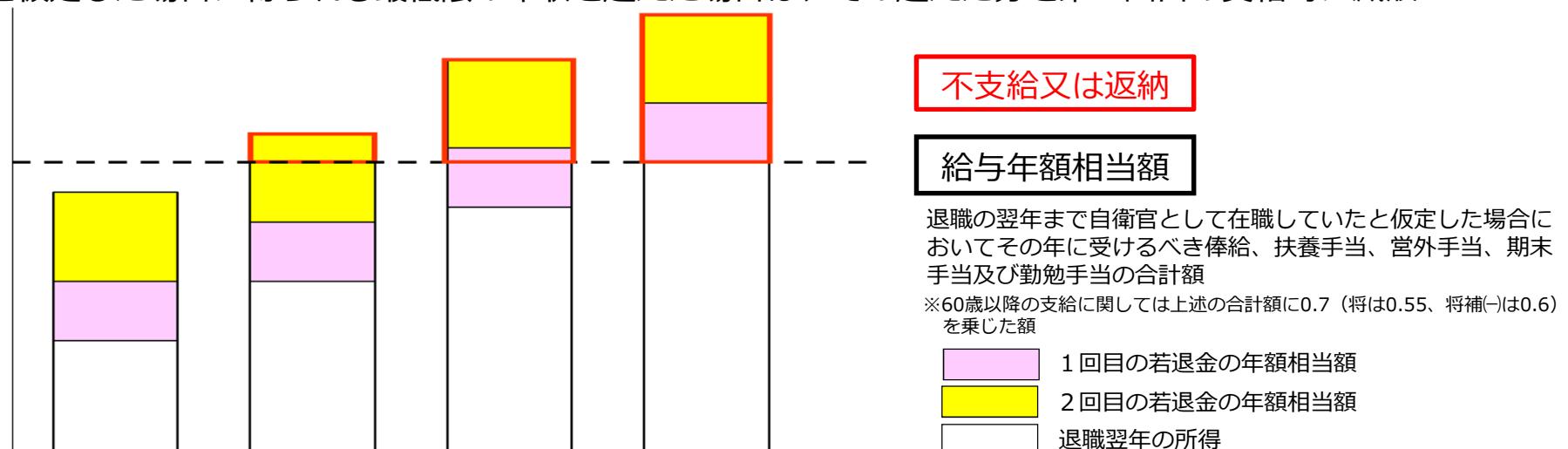
第1回目：60歳到達後最初の4月又は10月に支給

第2回目：62歳の年の8月に支給。支給に当たり、61歳の年の再就職賃金を確認

\*退職自衛官の申出により、第1回目の支給額を第2回目の支給時期に一括して支給することも可能

## 2. 再就職賃金が一定以上の場合に減額する仕組み

若年定年退職者給付金は、若年定年制から生ずる（金銭的な）不利益を補うことを目的とした給付であることから、退職自衛官の退職の翌年及び61歳時の所得が、それぞれの年まで自衛官として在職していたと仮定した場合に得られる最低限の年収を超えた場合は、その超えた分を第2回目の支給時に減額



\*退職翌年から59歳までの平均の再就職賃金が、退職翌年の再就職賃金を下回った場合には、退職自衛官の申出により、60歳時に追給を実施（60歳以降も同様の仕組みあり）

## 質疑応答

---

## 意見交換

---

- 若年定年退職者給付金の給付水準などの制度の見直しを検討するにあたり、国（防衛省）として考慮すべき事項について